

「足場の組立て等特別教育」修了の有無について

足場作業主任者講習を受講するには3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習の受講には従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場組立て等特別教育の修了の有無」を確認させていただくことといたしました。

ついては、受講申込みの際には以下の区分により特別教育の修了証の添付が必要となりますのでご確認をお願いします。

1. 足場の組立て等特別教育修了証（写し）の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの、平成29年6月30日の時点で経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

2. 足場の組立て等特別教育修了証（写し）の添付は不要

平成29年6月30日時点で3年以上の経験がある者については「足場の組立て等特別教育」の修了証の写しの提出は必要ありません。

※その他注意事項

- ◎ 満18歳に満たない年少者は、足場の組立て等の業務は禁止されているため、業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ◎ 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は「足場組立て等特別教育」や「足場組立て等作業主任者講習」を受講していないと業務に従事できなくなっていますのでご注意願います。

＜ご不明な点がございましたらお問合せください＞

建設業労働災害防止協会 静岡県支部浜松分会

 053-454-8288